

令和3年 第11回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年11月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年11月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 星 野 敏 雄      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 高 橋 公 利      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 哲 次  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
11番委員 森 下 一 郎      12番委員 本 多 偉 男      13番委員 本 多 通 治  
14番委員 原 澤 幸 好      15番委員 原 澤 章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江      19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 1名  
10番委員 阿 部 均 司
- 5 議事録署名委員  
9番委員 星 野 榮 一      12番委員 本 多 偉 男
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 中 澤 聡      書記 本 間 泉      書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件  
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第48号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第49号 農地に該当しないことの証明願について  
  
協議事項・報告事項  
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2)農地届出復元農地台帳登載について  
(3)制限除外の農地等異動通知書について  
  
その他  
(1)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)について  
(2)あっせんの申し出(9月)の件について
- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末

議長 会長議長となり、議事録署名委員に9番星野榮一委員・12番本多偉男委員を指名し議事に入る。  
それでは、議事に移ります。  
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件、3件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明がありました。  
では、これより審議を行います。  
まず、番号1番、〇〇の〇〇の件ですけれども、これにつきましては、現地の確認調査を4番の高橋公利委員のほうにお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 4番、高橋です。  
場所は、あの建物が〇〇です。〇〇の東側、〇〇の方は、この間、〇〇のところの視察に行ったと思うんですが、そのすぐ隣です。そこになります。その辺一帯は、失礼しました、5日に現地調査並びに聞き取りを行いました。この辺り一帯は平らな土地でして、主にコンニャクの方がコンニャクを作っているという、そういう場所です。以前から、〇〇君がここを借りて耕作をしていたんですが、高齢のため譲りたいということなので、正直、〇〇君も、あまり土地があっても、自分はいいんですけれども、その次の代がどうかとはあるんですけれども、そういう話がありましたので、買わせてもらうことになったという話です。場所もずっとコンニャク関係ですし、周辺等でも一切心配はないと思います。彼自身は大きな農家ですので、耕作は問題ありません。それから、面積についても問題ありません。周辺についても支障がないと思われれます。ということで、特に問題はないというような調査結果になりました。  
ご審議のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま報告いただいたとおりでございます。委員の皆様のほうから質問、あるいは意見、ございましたらお願いします。特にございませんか。  
ないようでしたら、申請のとおり許可をしたいと思います。よろしゅうございますか。  
（「はい」の声）  
では、そのように決定をさせていただきます。  
続きまして、2番、〇〇の〇〇の件、これにつきましては、同一の譲渡人なんですけど、1個1個、別に審議をしたいと思います。2番の件につきましては、6

番の石坂委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員

6番、〇〇地区の石坂哲次です。

〇〇さんのほうですが、〇〇の自宅のすぐ前の土地なんです。それで、そこは直植えであったりとか、多少作れるような状況にはなっています。それで、すぐ、今、譲渡人は、今は何か家を建てたんですけども、それも壊して、土蔵がちょっと残っているような状態なんで、譲受人の人がそこ、自宅のすぐ前なんで、続けて土地の管理をしていきたいという話なんで、これは問題なく、それで、周辺の土地も今までと同じで、道路と、あと譲受人の自宅の前ということで、問題はないように思われます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。

委員の皆様の方から質問、意見、ございましたらお願いいたします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番につきまして、同じく石坂委員の方から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員

今さっきの譲渡人は同じ人なんですけれども、やはり高齢で、家が近くになく、〇〇のほうに住んでいるということで、〇〇さんのほうも、今までも畑と田んぼはずっと借りて作っていたということで、一通り回って見たんですけども、畑はちょっと荒れた状態だったんですけども、それから、ちょっと草刈ったりとか、手を加えればすぐ畑はできるということなので、それで、田んぼは、今までも前からずっと借りていたということなんです。それで、周辺の土地も、道路とか、あとは稲作ですずっと作っている状況なんで、問題ないと思います。〇〇さんのほうは、11月1日に本人に会って、案内してもらって見て回ったんですけども、審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。この件に関しまして、委員の皆様の方から質問、あるいは意見、ございましたらお願いをいたします。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第47号 農地法5条の規定による許可申請につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開きください。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。別紙のと

おり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。  
別紙記入事件、4件です。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、順に審査を進めます。  
まず、番号1番、〇〇、〇〇さんの件ですが、これにつきましては、現地の  
確認調査を1番の榑渕武重委員にお願いしてごさいます。調査結果の報告をお  
願いいたします。

1番委員 1番の榑渕武重です。  
5条の転用の許可が出れば、一般住宅を建てたいということです。場所は、  
これは〇〇がある、下の〇〇から北側のほうに行った場所にごさいます。〇〇  
の土地改良の区域外で、これはごさいます。ご覧のように、その周辺全部、も  
う住宅に囲まれておられまして、ここで農業は無理ということかな。それと、  
先代の〇〇、地主のほうの〇〇さん、その先代のお父さんも教員をなさって  
いて、俺が知る限りでは、営農したことがない家でごさいます。それには地元か  
ら加味して、致し方ないかなというふうにごさいます。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま報告いただいたとおりでごさいます。委員の皆様方から質問、ある  
いは意見ごさいましたら、願いいたします。  
ごさいませんか。  
（「はい」の声）  
なければ、許可相当として、本件は処理させていただきます。  
続きまして、2番、〇〇の〇〇さんの件につきましては、現地の確認調査を  
3番の内海博光委員にお願いしてごさいます。結果の報告をお願いします。

3番委員 3番、〇〇担当の内海です。  
場所は、昨年、視察、現地調査で訪れた〇〇から〇〇に入った施設の横の土  
地になります。11月の2日に内海美津江委員と共に、〇〇さん、そしてこの  
有限会社の施設を管理しております代表取締役の〇〇さんと現地調査、そして  
いろんな環境の調査をいたしました。特にこの土地は、今まで耕作はされてい  
なかったです。そして、これが駐車場になることよっての周りの農地への悪  
影響はなくて、むしろ好影響につながるんじゃないかと考えます。また、設計  
書、そして貯金残高等々、見聞いたしましたら、すぐに作業が着工できるとい  
うことで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまご報告いただいたと思いますが、委員の皆様の方から質問、ある  
いは意見ごさいましたら願いいたします。  
特にないようですので、本件につきましては許可相当と決定をしたいと思

ます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは決定させていただきます。

続きまして、3番、〇〇の太陽光発電の用地の件ですが、これにつきまして、7番の今井育男委員に現地の確認調査をお願いしております。調査結果の報告をお願いします。

7番委員

7番、〇〇担当の今井育男です。

おとといですか、8日の日なんですけれども、現地に行ってまいりました。位置的には、場所は〇〇から北のほうへ100mぐらいの場所なんですけれども、〇〇線を〇〇の方向へ〇〇のほうから行きますと、〇〇信号を左に曲がると、〇〇のほうへ渡る橋があるわけなんですけれども、その道路との、〇〇線県道と橋の間、そこに〇〇用水が走っているんです。〇〇用水が走っているわけなんですけれども、東のほうは〇〇用水があって、その下に水路があるわけなんですけれども、そこ、今は水路の形もないような状態で、もうそこは何年か放置されている箇所なんですけれども、杭が打たれて、用地が、そのものが確認できるように、草は全部きれいに刈ってありました。それで、北側は一部、〇〇へ抜けていく道路に面しているところと、住宅があります。それで、西側は、西側のほうについては、ほとんど墓地がずっと、今指さっている、そのところまで墓地で、それから、南のほうなんですけれども、南のほうは宅地のまま、そこは元は〇〇がそこで工場があったもんで、宅地になったままであります。そして、それがずっと続いて、一番の南のほうまで行っているわけなんですけれども、南側につきましては、そこに道路があるんです。道路があるところまでが境界でなっています。そんなような場所でありまして、本当にこの写真で見ると、ちょっとどんな状況か分からない状況なんですけれども、実際的には、宅地である西側のほうは2.5mぐらいの高さ、落差あって、低くなっているようなところと、また、〇〇用水につきましては、〇〇用水があり、その〇〇用水にまた道路がずっと側道みたいに、軽四も通れない、今はほとんど車も何も通れない状態になっています。その下の水路もあるわけなんですけれども、水路も形もありませんでした。そんなような状況の中で、位置的にはそんなようなことなんですけれども、この譲受人の方とは連絡取れなかったんですけれども、〇〇測量設計事務所の取締役で、〇〇さんと連絡を取りまして、ただ、5年前頃からその話はもう出ていて、それでここに先に出ている〇〇さんなんですけれども、当初はこの方だけだったんだそうですけれども、それで、隣接の関係で話をしたところが、この後の〇〇さんと〇〇さん、その人は一緒に買い上げてもらえないかという話でありましたら、やはり、田んぼとして使えないような状態であるので、一緒に、それでは開発の中に入れ込もうということで、譲り渡すことになったんだそうですけれども、別に懸案事項としまして、別にこれといった疑問なりない、適当と思われまますので、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございますでしょうか。

特にないようですので、本件については許可相当と決定をさせていただきます

す。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をします。

続きまして、番号4番、〇〇の〇〇さんの件ですが、本日、阿部均司委員欠席でございますので、現地調査同行しておりました18番高宮玉江委員のほうから、結果の報告をお願いいたします。

18番委員

18番、高宮です。

今日は阿部委員に代わって報告させていただきます。

11月、4番ですけれども、11月7日の日に阿部委員と現地調査へ行ってきました。それで、その時に、その当事者である〇〇さん、〇〇さん親子二人も立ち会っていただき、いろいろお話聞いてきました。それで、宅地になるわけなんですけれども、この土地は、去年の農振除外の見学を皆さんで行ったところでして、先ほど事務局からありましたように、もう農振除外の通知が出されているところであります。宅地なんですけれども、確実に実行されるかということなんですけれども、既にその建築のほうの見積りがありまして、資金のほうも金融機関と連絡を取っているそうでございます。冬場はちょっとしみるので、春先になって条件よくなったら実行したいということです。それから、面積なんですけれども、宅地として500平米は大きいんじゃないかということだったんですけれども、その土地が、裏のほうが道路になって、かなり高さがあり、それですので、宅地を建とうとする裏がかなり高い傾斜地になっていきますので、その分、面積も、それから、平屋造りということで、面積が500平米とちょっと広いことは思いますけれども、そんな事情でそうなったそうです。それから、周辺農地ですけれども、この宅地の前は牧草を作っている方がいらっしゃいます。それだけですので、上は道路で、周辺農地への影響はありません。また、ですから、作物、建ったことによる被害ということもありませんので、妥当と思われま。

皆さんの審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いします。

特にないようですので、許可相当と決定させていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第48号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第48号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいま説明をいただいた内容につきまして、質問、あるいは意見ございませんでしょうか。

ないようですので、可とする旨の意見決定をさせていただきたいと思いません。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第49号 農地に該当しないことの証明願について、事務局よりお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第49号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明が終わりました。

これにつきまして、調査、農業推進委員という調査も取り組んでいますが、現地のほうにつきまして、1番、櫛淵武重委員に現地の状況について確認をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いします。

1番委員

1番、櫛淵武重です。

この5日に事務局からご連絡をいただきまして、本来は私が段取りしまして5日という設定したんですが、当日ドタキャンしまして、本日午前中に現地を、しようがないから行ってまいりました。場所的には、〇〇の高速道路、関越の高速道路、下り線のパーキングエリアから北のほうに、そうですね、側道から400mか500mかぐらい山林のほうに、山に入ったほうの方角になります。もともと、ここにも書いてあるように、昭和50年ぐらいまでということで、非常に養蚕が盛んな時に、やはり、ここに少し、山手は山手なんですけど緩傾斜のところ、緩傾斜、緩い斜面のところを利用して、桑園を作っておられた、その形跡が少し桑の木が残っていて、少しあれして、そういう形跡が見られました。それから、この杉に関しては、その後、植付けをなされたでしょう。でも、畑に植えたんでは、あまりこれを出さないほうがいいかなと思っておるんですが、自然に生えたというの、それぐらい、目通り1尺ぐらいになっておられるかな。それから、本日案に関しては、篠やぶとか笹やぶになっておられまして、背丈以上のものになって、そういうような現況はそんなような状況でした。もうここは、将来的に耕作というのは、恐らく不可能かなと思っております。そのように見てまいりました。それから、下牧の推進委員の阿部さんという方がおられますが、当日5日の日は事務局と立ち会っていただいたよう

ですが、その時に何か特段のご意見がありますかと、ありましたかと言ったら、別にそれはなかったですということで、全部ひっくるめて、もしそういうような状況ができれば、有効利用のほうに利用させていただければというようなご意見をいただいております。

皆さんのご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

現地の状況について写真等含めまして、ご報告をいただいたとおりでございます。これにつきまして、委員の皆さんのほうから意見等ございましたらお願いいたします。

特になければ、非農地としての証明を交付することを決定をしたいと思いません。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

以上で議案につきましては終了させていただきます。

続きまして、協議事項、あるいは報告事項に移ります。

(1)の農地法第18条6項の規定による通知につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま報告、説明をいただきました。

委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございますか。

なければ、このように受理を決定させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、協議事項・報告事項の(2)農地台帳登載に係る取扱いについてでございます。事務局より報告をお願いします。

事務局

そうしましたら、13ページをご覧ください。

協議事項・報告事項(2)です。農地台帳登載に係る取扱いについての第3の(3)により、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議 長

この件につきまして、委員の皆さん方の質問ございましたらお願いいたします。

ないようですので……。

3番委員

3番、〇〇担当の内海です。

11月2日に、内海美津江委員と現地の調査を行いました。

息子さんの〇〇さんが今耕作しているということで、状況を説明していただきまして、不要となった鶏舎、これは宅地だったんですけども、これを農地に復元して、現在、ソバが立派に育っているということで、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 申し訳ありません。現地の確認の調査を省略してしましまして申し訳ありません。

ただいま現地のほうにつきましては、既に畑として耕作利用されているという旨の報告を、担当の内海委員のほうから報告をいただきました。

この件に関しまして、質問、意見ございますでしょうか。

なければ、この旨、農地台帳に登載をさせることを決定したいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、協議・報告事項3で、農地法第5条1項各号による届出につきましての報告をお願いいたします。

事務局 続きまして、14ページをお開きください。

協議事項・報告事項(3)です。

農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明いただいて、これにつきましては、公共事業に伴う土地利用でございますので、届出のとおり受理をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

以上で協議事項・報告事項を終わります。

続きまして、その他につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 お世話になります。

そうすると、先ほど、利用権の件とありましたが、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想ということで、町の、5年に一遍の見直しがございますので、それについて担当、農林課農政係の係長田村が説明しますので、今お呼びしますので、少々お待ちください。

農政係長 お世話になります。農政係の田村と申します。よろしく申し上げます。

日頃より、農政事務に関しては多大なるご協力をいただきまして、ありがとうございます。

お手持ちの資料について、簡単ではございますけれども、ご説明させていただきます。すみません、着座にて失礼します。

お手元の資料ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の公表に向けて、農業経営を改善するものに対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、経営基盤強化を促進するための措置、総合的に講じるものでありまして、10年として5か年で見直すということになっておりまして、今年がそ

の年になっております。

見直す事項として、主たるものは、目標の年次、あと、従事者の年間労働時間、年間の農業所得の目標、1経営体当たりの年間労働所得の目標、安定的な農業経営の指針、安定的な農業経営運用に対する農用地の利用の集積等々がございまして、

見直しの手続きに、広く一般の意見を聞くということでありまして、明日より11月25日まで、町のホームページによってパブリックコメントを記載させていただきまして、意見を聞きたいということで、実施をする予定でございます。また、農業委員会様とJA様に聴取をして、県と協議をするということになっております。なので、今回、農業委員会会長宛に意見をいただくということになっておりまして、各委員さんにもご確認いただきたいというふうになっております。

お手持ちの資料の中に、意見の応募方法が、最後のパブリックの概要というところの裏面にあると思いますけれども、内容等、何か、ここはどうなのかということがありましたら、農業委員会の事務局のほうへ提出していただいて、それをまとめて農業委員会会長のほうから意見を聴取して、県と協議後、公告して制定するということになっております。なので、今回のパブリックコメントの前なんですけれども、事前に委員様にご確認いただければと思っております。

期日は11月25日までとなっておりますので、その間にご確認いただいて、ご意見をいただくようなところになっております。

大変お忙しい中なんですけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局

若干補足させていただきます。

◇（補足説明）

その他のほうは以上でございます。

議長

その他の件はこれで、終わったんですか。

事務局

もう一つ、本間のほうからもう一件、その他で提案させてもらいたい事項がございますので、説明申し上げます。

事務局

お世話になります。

次第に掲載しておらず恐縮ですが、1件ご協力をいただきたいお願いがございまして、ご依頼をさせていただきます。

9月の協議・報告でさせていただきましたあっせんの申出農地についての件でございます。

お手元の資料にカラー刷りの地図のものがあるかと思うんですけれども、これは〇〇の〇〇番地という農地ですが、地元の委員さんにそれぞれあっせん調整委員となっていただき、調整等お骨折りをいただいたところでもあります。本来でしたら、委員へは、相手方の名簿から調整と選定をいただくところですが、現状としましては、名簿の登載者がいないために、相手方を探すという作業、調整まで行っていただきました。優良農地ではあります、1筆のみでありまして、しかも売買ということで、それから価格の件などで、なかなか相手方が

見つからない状況でございます。そこで、会長と相談をさせていただきまして、すぐに不調というんですか、取りやめを取り下げをするのではなく、範囲を広げさせていただきまして、委員全員の方に再度相手探しをお願いして、それでも見つからない際は打切りという方向で、次回定例会で報告をさせていただきたいということになりました。

お忙しい中、委員の皆様には大変恐縮ではありますが、この場にて相手方といますかね、受け手を探すことをご協力をいただきたいというお願いでございます。

地図を見ていただきますと、場所なんですけれども、2段下の段の一番左下のほうに、〇〇が見えると思います。一番下に〇〇川が流れている〇〇の奥の農地の1筆でございます。面積的には1, 137㎡の田んぼということで、ご本人の希望は売買で、一応それを100万円ぐらいで売りたいということで、もし100万円が無理なら80万円でもいいというふうなこともおっしゃっていたわけなんですけども、その辺の希望を伺った上で、お相手の方、受け手の方を探しているところでございます。なかなか、賃貸で借りてくださる方はいるんですけれども、売買で購入してくださるといの方がなかなか見つからないので、もう少しお時間をいただいて、皆さんにご協力いただいて、相手方のほうを探すようなことをしたいと思います。それで、先ほどの基盤構想の意見の締切りが11月25日ということでしたので、それと併せさせていただきまして、25日までに、もしそういった人がいたよ、いるよという情報がありましたら、事務局のほうにお寄せいただいて、それから調整委員さんのほうにお諮りして進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

今、あっせんの件につきまして、本間さんの方からこういうという人がいたら、関係がございますので、適当な方がいらっしゃいましたら、ご紹介をお願いしたいと思います。

それでは、以上で本日の議事、協議・報告事項、その他についての全部終了しましたので、これをもって閉会としたいと思います。

よろしく申し上げます。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時29分〕